

危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに関係告示の一部改正に伴う運送要件等の変更概要について

2020年12月28日に危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「危規則」）並びに船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「危告示」）等の関係告示の一部改正が公布され、2021年1月1日から施行されることとなりました。つきましては、これに伴って変更される危険物（放射性物質等を除く。）の海上運送要件等に関し、その概要をお知らせします。

1. 表示関係

(1)品名に付記する化学品名の記載方法の変更

危告示別表第1備考10の特別規定SP274が以下のように改正されました。

	新	旧
SP274	<p>1 第7条の3の規定により表示する品名及び危険物明細書（コンテナ危険物明細書及び自動車等危険物明細書を含む。）に記載する品名は、括弧中に<u>化学名（危険性を最も適切に示す2以下の成分に限る。）を付記すること。</u></p> <p>2 1により付記する化学名は、別表第1の品名の欄に掲げる物質（英語名にN.O.S.を含まないものに限る。）のうち備考の欄にSP274が掲げられていないものとする（国連番号が3077又は3082に該当する危険物に限る。）。</p>	<p>第7条の3の規定により表示する品名及び危険物明細書（コンテナ危険物明細書及び自動車等危険物明細書を含む。）に記載する品名は、括弧中に化学名を付記したものとすること。</p> <p>（新設）</p>

この改正によって品名に括弧書きで化学名を付記する方法として、危険性に起因する成分2つ以下を記載することが明確化されました。また環境有害物質（国連番号3077及び3082）の品名に括弧書きで付記する化学名には、危告示別表第1の品名の欄に掲げられた品名のうち、備考の欄にSP274が掲げられていない品名を使用できるようになりました。

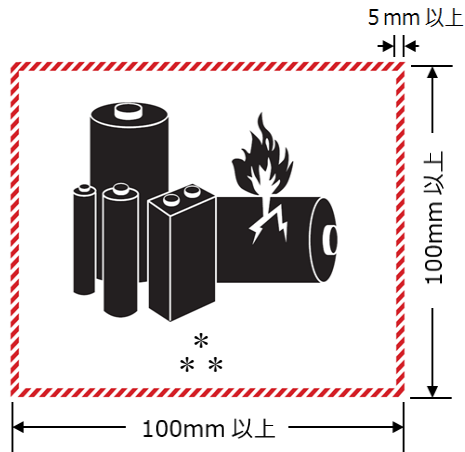
環境有害物質の品名の記載例（国際運送の場合）

UN 3082 ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S. (paint)

UN 3082 ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S. (perfumery products)

(2) リチウム電池の外装容器への表示の最小寸法の変更

危告示別表第 1 備考 10 の特別規定 SP188 について、リチウム電池の外装容器への表示の最小寸法が縦 11 c m 以上、横 12 c m 以上から縦横ともに 10 c m 以上に改正されました。また容器が小さい場合の最小寸法も縦 7.4 c m 以上、横 10.5 c m 以上から縦 7 c m 以上、横 10 c m 以上に改正されました。なお変更は最小寸法の縮小であるため、改正前の表示も引き続き使用できます。



部 分	色 彩
地	白又は表示が見やすい色
線	赤
記 号	黒

* UN の文字に続けて国連番号

** 追加情報問い合わせのための電話番号

図 リチウム電池の外装容器への表示

(3) 危告示第 3 号の 2 様式の上向き表示を表示しなければならないものの追加

上向き表示を両側面に表示しなければならないものとして従来から規定されている

- ・ 深冷液化された高圧ガスを充てんする高圧容器
- ・ 危険物を収納する圧力調整弁付き単一容器
- ・ 液体の危険物を収納する組合せ容器

に追加して、

- ・ 液体の危険物を内蔵している容器であって下向きにしてはならないものが規定されました。



図 第 3 号の 2 様式 (第 7 条の 3 関係) 上向き表示

(4) 危規則第 28 条第 7 項の改正と、これに伴う危告示第 5 号の 2 様式を窒息注意用表示に改める変更
危規則第 28 条第 7 項が以下のように改正されました。

コンテナに収納された危険物を告示で定める冷却剤で冷却する場合又は当該危険物を保護するために窒素を使用する場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、告示で定める様式による表示を付さなければならない。

これに伴い、危告示第 5 号の 2 様式は、従来の冷却剤注意用表示から、以下のような窒息注意用表示に改められ、使用方法を示す注も表示の下段に示すとおり改正されました。

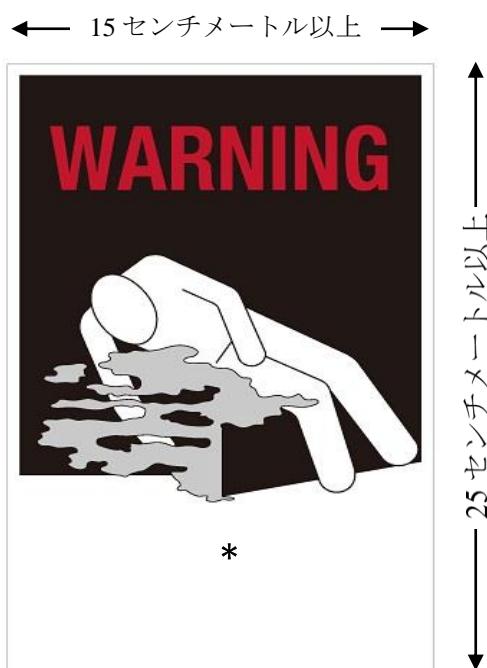


図 第 5 号の 2 様式 (第 16 条の 2 関係) 窒息注意用表示

注 1 「WARNING」の文字は高さ 25 ミリメートル以上の赤文字又は白文字とすること。

2 下部の白地の*に高さ 25 ミリメートル以上の黒文字かつアルファベットの大文字で冷却剤として使用する危険物の品名 (保護剤として窒素を使用する場合にあつては、「NITROGEN」)を 1 行で記入すること。なお、品名に「AS COOLANT」又は「AS CONDITIONER」の文字を追記することができる。

2. 危険物リスト（危告示 別表第1）関係

（1）新規危険物の追加

今回の改正で下表の4つの危険物が追加されました。

国連番号	品名		分類	項目	等級	隔離区分
	日本語名	英語名				
0511	電子雷管 (爆破用のものであって、延時秒時をプログラム可能なもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	火薬類	-	1.1	B
0512	電子雷管 (爆破用のものであって、延時秒時をプログラム可能なもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	火薬類	毒物	1.4	B
0513	電子雷管 (爆破用のものであって、延時秒時をプログラム可能なもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	火薬類	-	1.4	S
3537	人体に影響を及ぼす医療廃棄物又は動物に影響を及ぼす医療廃棄物（カテゴリーAのものに限る。）（固体）	MEDICAL WASTE, CATEGORY A, AFFECTING HUMANS, solid or MEDICAL WASTE, CATEGORY A, AFFECTING ANIMALS only, solid	毒物類	病毒をうつしやすい物質	6.2	-

表 新規に追加された危険物の国連番号、品名、分類等

（2）隔離上の分類に関する備考9(18)アルカリ類（SGG18）への追加

下表の国連番号及び品名の4種の危険物は、隔離の欄に隔離上のアルカリ類に分類される記号SGG18が追加され、備考9(18)アルカリ類（SGG18）の表に加えられました。該当する危険物はあわせて酸類からの隔離を求める隔離規定SG35が隔離の欄に追加されているので、同一コンテナへの収納の可否の検討について改めて注意が必要です。

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1289	ナトリウムメチレート (アルコール溶液)	SODIUM METHYLATE SOLUTION in alcohol
1431	ナトリウムメチレート	SODIUM METHYLATE
3206	アルカリ金属アルコール (自己発熱性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALKALI METAL ALCOHOLATES, SELF-HEATING, CORROSIVE, N.O.S.
3274	アルコール類 (アルコール溶液) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLATES SOLUTION, N.O.S. in alcohol

表 アルカリ類に追加される危険物

(3) 有機過酸化物として備考1に掲げられる化学名の変更

国連番号 3116 有機過酸化物 D(固体)(温度管理が必要なもの)の化学名のひとつとして備考1に掲載されていた下表の化学名は、国連番号 3118 有機過酸化物 E(固体)(温度管理が必要なもの)の化学名のひとつに変更されました。

化学名	
日本語名	英語名
ジ-(4-タシャリブチルシクロヘキシル) パーオキシジカーボネート (濃度が 42 質量%以下のものであってペースト状にしたものに限る。)	DI-(4-tert-BUTYLCYCLOHEXYL) PEROXYDICARBONATE (≒42% as a paste)

表 国連番号 3188 に変更された有機過酸化物の化学名

(4) 備考6 容器包装規定 P404 から 6HA1 及び 6HB1 の削除

小型容器の容器包装規定 P404 から複合容器 6HA1 (外装用鋼製ドラム付きプラスチック製内容器の複合容器) 及び 6HB1 (外装用アルミニウムドラム付きプラスチック製内容器の複合容器) が削除されました。下表の容器包装規定 P404 が適用されている危険物には、プラスチック製内容器の使用された 6HA1 及び 6HB1 は使用できなくなりました。

国連番号	品名 日本語名	項目	等級	副次危険 性等級	容器 等級
1383	自然発火性金属又は自然発火性合金 (他に品名が明示されているものを除く。) [アルミニウム粉末] [バリウム粉末] [セシウム粉末] [セリウム粉末] [鉄粉末] [ストロンチウム粉末] [亜鉛粉末 (自然発火性を有するもの)]	自然発火性物質	4.2	—	I
1854	バリウム合金 (自然発火性のもの)	自然発火性物質	4.2	—	I
1855	カルシウム又はカルシウム合金 (自然発火性のもの)	自然発火性物質	4.2	—	I
2008	ジルコニウム粉末 (乾性のもの)	自然発火性物質	4.2	—	I
2441	三塩化チタン又は三塩化チタン混合物 (自然発火性のもの)	自然発火性物質	4.2	8	I
2545	ハフニウム粉末 (乾性のもの)	自然発火性物質	4.2	—	I
2546	チタン粉末 (乾性のもの)	自然発火性物質	4.2	—	I
2846	その他の自然発火性物質 (有機物) (固体)	自然発火性物質	4.2	—	I
2881	金属触媒 (乾性のもの)	自然発火性物質	4.2	—	I
3200	その他の自然発火性物質 (無機物) (固体)	自然発火性物質	4.2	—	I
3391	有機金属化合物 (固体) (自然発火性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	自然発火性物質	4.2	—	I
3393	有機金属化合物 (固体) (自然発火性かつ水反応性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	自然発火性物質	4.2	4.3	I

表 容器包装規定 P404 が適用される危険物

(5) 備考8に定める隔離規定SG53の変更

隔離規定SG53が下表のとおり変更されました。

	新	旧
SG53	貨物輸送ユニットに収納する場合には可燃物（可燃性物質 ⁽¹⁾ を含み包装材又は敷物を含まない。）とは同一のものに収納してはならない	甲板上積載をする場合には、液体の有機物から水平距離で6 m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、液体の有機物とは同一の船倉又は区画に積載しないこと

表 隔離規定SG53の変更新旧

隔離規定SG53は該当する可燃性物質を含む可燃物からの隔離を求める規定に変更されました。可燃物とは、危険物であるか否かを問わず、発火しやすく、支燃性を有する物質を意味します。可燃物の例には、木材、紙、わら、植物繊維やそのような材料から作られた製品、石炭、潤滑剤および油等が挙げられますが、梱包材またはダンネージは可燃物から除かれています。またこの規定における可燃性物質とは、等級が4.1のもの及び副次危険性等級に4.1が含まれるものを指しています。隔離規定SG53が適用される危険物は下表の9つです。

国連番号	品名	
	日本語名	英語名
1471	次亜塩素酸リチウム（乾性のもの）又は次亜塩素酸リチウム混合物	LITHIUM HYPOCHLORITE, DRY or LITHIUM HYPOCHLORITE MIXTURE
1748	次亜塩素酸カルシウム ^P 又は次亜塩素酸カルシウム混合物 ^P （乾性のものでも有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの（有効酸素の含有率が8.8質量%のものに限る。））	CALCIUM HYPOCHLORITE, DRY or CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY with more than 39% available chlorine (8.8% available oxygen)
2208	次亜塩素酸カルシウム混合物 ^P （乾性のものでも有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。）[普通さらし粉 ^P]	CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY with more than 10% but not more than 39% available chlorine
2741	次亜塩素酸バリウム（有効塩素の含有率が22質量%を超えるもの）	BARIUM HYPOCHLORITE with more than 22% available chlorine
2880	次亜塩素酸カルシウム ^P 又は次亜塩素酸カルシウム混合物 ^P （水和物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。）	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED or CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED MIXTURE with not less than 5.5% but not more than 16% water
3212	無機次亜塩素酸塩類（アンモニウム化合物、他に品名が明示されているもの及び備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。）	HYPOCHLORITES, INORGANIC, N.O.S.
3485	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物 ^P （腐食性のもの）（乾性のものでも有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの（有効酸素の含有率が8.8質量%のものに限る。））	CALCIUM HYPOCHLORITE, DRY, CORROSIVE or CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY, CORROSIVE with more than 39% available chlorine (8.8% available oxygen)
3486	次亜塩素酸カルシウム混合物 ^P （腐食性のもの）（乾性のものでも有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。）	CALCIUM HYPOCHLORITE MIXTURE, DRY, CORROSIVE with more than 10% but not more than 39% available chlorine
3487	次亜塩素酸カルシウム ^P 又は次亜塩素酸カルシウム混合物 ^P （腐食性のもの）（水和物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。）	CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED, CORROSIVE or CALCIUM HYPOCHLORITE, HYDRATED MIXTURE, CORROSIVE with not less than 5.5% but not more than 16% water

表 隔離規定SG53が適用される危険物

3. その他

- (1) 当資料は、今回の改正内容のうち、実輸送に影響が大きいと考えられる変更を抜粋し、その概要を解説したものであり、改正内容を網羅したものではありません。実輸送にあたっては必ず最新の規則をご確認ください。

- (2) 今改正内容が取り入れられた規則書の出版は、海文堂出版発行の新訂版冊子(20 訂版)及び成山堂書店発行の加除式追加ともに、例年 2 月から 3 月頃に行われています。それまでの期間の輸送要件等は、改正された部分については令和 2 年 12 月 28 日付官報（号外第 277 号）をご確認ください。

- (3) 収納検査オンライン申請システムは、2021 年 1 月 1 日から新危険物リストを適用します。

ご不明な点は下記連絡先又は
最寄りの検査事業所までお問合せください。

一般財団法人 新日本検定協会 安全環境室

東京都港区高輪 3 丁目 25 番 23 号

TEL : 03-3449-2818

FAX : 03-3449-0355

メールアドレス : ankanml-he@shinken.or.jp